1　処分をした年月日　平成23年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社川﨑組　川﨑　真範　大阪府泉佐野市日根野2851　国土交通大臣許可（特―18）第16969号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三友工業株式会社　衣斐　司郎　大阪府大阪市淀川区三国本町１―14―37　国土交通大臣許可（般―22）第21556号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉村左官工業株式会社　吉村　収司　福井市日之出２―１―15　国土交通大臣許可（般―18）第47号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイキン空調京滋株式会社　破戸　克典　京都府京都市伏見区竹田中島町53―１　国土交通大臣許可（特―19）第16759号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社長村商会　岡田　昭夫　兵庫県神戸市兵庫区本町２―１―12　国土交通大臣許可（般特―19）第1925号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ブリッジ・エンジニアリング　中村　　守　兵庫県神戸市中央区浜辺通５―１―14　国土交通大臣許可（般特―22）第11787号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業、機械器具設置工事業、造園工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サーンエンジニアリング株式会社　伊藤　文夫　大阪府大阪市西区江戸堀１―３―３　国土交通大臣許可(特―21)第20874号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　合建株式会社　近藤　英子　大阪府大阪市北区天神橋８―６―10　国土交通大臣許可（特―20）第20094号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社金剛組　小川　完二　大阪府大阪市天王寺区四天王寺１―14―29　国土交通大臣許可（特―22）第21515号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年12月９日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成23年７月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　村中建設株式会社　村中　昌弘　福井県福井市日之出３―２―１　国土交通大臣許可（特―19）第1737号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。